第二十五条の十の二第十六項及び第十八項中「特定口座以外」を「特定口座及び非課税口座以外」に改め、同条第二十項中「第五項」を「第六項」に、「第二十三項」を「第二十二項」に改め、同条第二十二項を削り、同条第二十三項第一号中「第五項」を「第六項」に改め、同項第二号中「法第三十七条の十一の二第一項に規定する平成十三年九月三十日以前から引き続き所有していた上場株式等」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則第四十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十三の三第一項に規定する政令で定める期間」に、「その他の」を「その他」に改め、同項を同条第二十二項とする。

第二十五条の十の五第一項中「所得税法第二条第一項第四十二号に規定する出国」を「居住者にあつては、国内に住所又は居所を有しないこととなることをいい、国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、所得税法第百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者のいずれにも該当しなくなること」に改める。

第二十五条の十の七第二項中「処理された」を「処理される」に、「受け入れた」を「受け入れる」に改める。

第二十五条の十の九第三項中「掲げる書類」の下に「（電磁的方法により提供した当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）を含む。）」を加え、同条第四項中「、同条第十五項第十八号」を「（電磁的方法により提供された当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）、同条第十五項第二十一号」に改め、「規定する書類」の下に「、同項第二十三号イに規定する書類」を加え、「当該」を「これらの」に改める。

第二十五条の十の十第十項中「第二十五条の八第十一項」を「第二十五条の八第十二項」に改める。

第二十五条の十の十一第四項第一号中「第五項」を「第六項」に改める。

第二十五条の十の十二中「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に、「第二十五条の八第十二項を「第二十五条の八第十三項」に改める。

第二十五条の十一第五項中「第二十五条の八第十二項から第十五項まで」を「第二十五条の八第十三項から第十六項まで」に改める。

第二十五条の十一の二第十八項中「第二十五条の八第十二項」を「第二十五条の八第十三項」に改め、同条第二十項の表以外の部分中「第二十五条の八第十三項」を「第二十五条の八第十四項」に改め、同表第二百六十二条第一項及び第二項の項中「準用する」の下に「場合」を加え、同条第二十一項中「第二十五条の八第十四項」を「第二十五条の八第十五項」に改める。

第二十五条の十二第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第八項中「とし、同項第四号に定める特定株式にあつては平成十七年四月一日とする。」を削る。

第二十五条の十二の二第二十項中「第二十五条の八第十二項」を「第二十五条の八第十三項」に改め、同条第二十二項の表以外の部分中「第二十五条の八第十三項」を「第二十五条の八第十四項」に改め、同表第二百六十二条第一項及び第二項の項中「準用する」の下に「場合」を加え、同条第二十三項中「第二十五条の八第十四項」を「第二十五条の八第十五項」に改める。

第二十五条の十三を次のように改める。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）

第二十五条の十三　法第三十七条の十四第一項に規定する譲渡に類するものとして政令で定めるものは、法第三十七条の十第三項又は第四項の規定によりその額及び価額の合計額が同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭及び金銭以外の資産の交付の基因となつた同条第三項又は第四項各号に規定する事由に基づく株式等（同条第二項に規定する株式等をいう。以下この条において同じ。）についての当該金銭の額及び当該金銭以外の資産の価額に対応する権利の移転又は消滅とする。

2　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等（以下この条、次条及び第二十五条の十三の六において「非課税口座内上場株式等」という。）及び当該非課税口座内上場株式等以外の株式等を有する場合には、当該非課税口座内上場株式等の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条、第二十五条の十三の四、第二十五条の十三の六及び第二十五条の十三の七において同じ。）による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。この場合において、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の有する同一銘柄の上場株式等（法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等をいう。以下この条、第二十五条の十三の四及び第二十五条の十三の七において同じ。）のうちに当該非課税口座内上場株式等と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等とがある場合には、これらの上場株式等については、それぞれその銘柄が異なるものとして、所得税法第三十七条第一項又は第三十八条第一項の規定によりその者のその年分の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費又は取得費に算入する金額の計算に係る同法第四十八条の規定並びに所得税法施行令第二編第一章第四節第三款及び第百六十七条の七第三項から第六項までの規定を適用する。

3　前項の場合において、株式等の譲渡をした日の属する年分の株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額のうちに非課税口座内上場株式等の譲渡と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡の双方に関連して生じた金額（以下この項において「共通必要経費の額」という。）があるときは、当該共通必要経費の額は、これらの所得を生ずべき業務に係る収入金額その他の財務省令で定める基準により当該非課税口座内上場株式等の譲渡に係る必要経費の額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡に係る必要経費の額とに配分するものとする。

4　法第三十七条の十四第四項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる株式等の区分に応じ当該各号に定める金額をその株式等の一単位当たりの価額として計算した金額とする。

一　取引所売買株式等（その売買が主として金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所及びこれに類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。以下この号において同じ。）において行われている株式等をいう。以下この号において同じ。）金融商品取引所において公表された法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由（以下この項において「払出事由」という。）が生じた日における当該取引所売買株式等の最終の売買の価格（公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該払出事由が生じた日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）に相当する金額

二　店頭売買株式等（第二十五条の八第八項第二号に規定する店頭売買登録銘柄として登録された株式等をいう。以下この号において同じ。）　金融商品取引法第六十七条の十九の規定により公表された払出事由が生じた日における当該店頭売買株式等の最終の売買の価格（公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該払出事由が生じた日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）に相当する金額